教職員と生徒との通話及びメール・SNS等の使用について

県教育長通知を受け、教職員と生徒との通話及びメール・SNS等の使用について、下記の通り校内規程を定めましたのでお知らせします。

記

- 1 教職員と生徒とのスマートフォン(携帯電話を含む:以下スマホ)での通話及びメールや ライン・SNS等の使用について
 - (1) 教職員のスマホでの通話について
 - ① 生徒へ連絡を行う場合は、生徒のスマホには行わず、生徒宅の固定電話か、保護者のスマホに連絡を行う。
 - ② 生徒からの連絡は、教職員個人のスマホではなく、学校の電話に連絡をするよう指導する。
 - ③ 緊急の連絡を必要とする場合、生徒の安全・人命等に影響を及ぼす場合、早急に生徒の居場所等を特定する場合は、この限りではない。
 - (2) メールやライン、SNS等の使用について
 - ① 教職員と生徒の間でメールやライン、SNS等を使用する場合は、教育活動(部活動・行事指導等)で、関係生徒全員に関わる場合に限ることとし、個人的な指導や私的な連絡は一切行わないこと。

また、事前にメールアドレス等を把握する生徒の範囲と使用目的を管理職に届け出ること。

- ② 教育活動で全員に関わる場合であっても、その趣旨を保護者に十分説明し、保護者から誤解を受けないように努めるとともに、その内容については複数の教職員がチェックできるようにし、情報の共有化と透明化に努める。
- ③ 教職員は、生徒からメールやライン、SNS等で相談があった場合は、管理職に報告 した上で、組織的な対応につなげる。

2 生徒との面談や相談等の実施方法について

- (1) 生徒との面談や相談等は、スマホでの通話及びメールやライン、SNS等を使用して行わない。
- (2) 面談や相談等は、原則として、校内または保護者在宅時の生徒宅で実施する。
- (3) 面談や相談等の内容については、組織的に対応し、教職員間の報告・連絡・相談を密にし、教職員個人で対応しないようにする。
- (4) 教職員個人(1対1)で実施する場合は、管理職に報告した上で、疑義を受けないよう 配慮をする。

3 その他

上記の共通規程では対応できないような状況が発生した場合は、管理職の許可を得た上で 対応する。

(附則) この校内規程は、令和3年11月1日より実施する。